

有効期間満了日 令和12年3月31日

熊生環第675号

令和6年12月25日

風俗営業等の許可事務等における関係行政機関との連携について（通達）

平成13年9月1日、10月29日に東京都新宿区歌舞伎町において、風俗営業の営業所等が入居する雑居ビル火災が相次いで発生し、多くの死傷者を出す惨事となつたが、同時に、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号。以下「風営法」という。）、消防法（昭和23年法理第186号）、建築基準法（昭和25年法律第201号）等の法令違反容疑が発覚した。

これを契機に、風俗営業等の許可事務を行うに当たって、建築行政庁及び消防行政庁との連携が求められ、本県においては、「雑居ビル等の安全対策に係る関係行政機関の連携に関する申し合わせ事項（以下「申し合わせ事項」という。）」を定め、平成14年11月1日から運用しているところであるが、この度、申し合わせ事項の一部を改正し、令和7年1月6日から下記のとおり運用を開始するので、事務処理上誤りのないようにされたい。

記

1 基本的な考え方

風俗営業、特定遊興飲食店営業、店舗型性風俗特殊営業及び深夜における酒類提供飲食店営業（以下「風俗営業等」という。）の用途に供する営業所たる建築物が、消防法又は建築基準法（これらの法律に基づく命令及び条例を含む。以下「関係法令」という。）に違反しているにもかかわらず、風営法と関係法令とは趣旨・目的を異にしていることを理由に、漫然と風俗営業等の許可等をすることがないよう、当該許可等に係る建築物につき、関係行政機関との連携を図り、関係法令に適合させることを基本とする。

2 連携する関係機関

（1）県関係機関

警察本部生活安全部生活環境課、総務部市町村・税務局消防保安課、健康福祉部健康危機管理課及び土木部建築住宅局建築課

（2）管轄関係機関

警察署、県地域振興局土木部、建築基準法に規定された特定行政庁（熊本市建築指導課、八代市建築指導課及び天草市建築課）、熊本市健康福祉局保健衛生部食品保健課及び消防本部

3 連携の方法

（1）風俗営業等の許可等における連携

各警察署に許可等の申請及び届出があった場合の連携は次のとおりである。

ア 許可等の申請及び届出に係る風俗営業等の営業所が雑居ビル（3階以上の建築物で、複数の店舗に供されている建物）内にある場合及び関係法令に違反する疑いがあることを認知した場合は、その法令を管轄する関係行政機関

に対し、情報提供を行う。

なお、情報提供に当たっては、改正後の申し合わせ事項（別添1）に添付された様式1により行うものとする。

- イ 情報提供を受けた関係行政機関においては、必要により立入調査等を行い、法令違反等があれば、行政指導を行う。
- ウ 関係行政機関が必要な行政指導を行っても関係法令違反が是正されない場合は、当該関係行政機関において、法令に基づく措置命令等の発動を行い、それによっても改善されない場合は、告発を検討することとなるので、告発の受理等に向けた十分な事前協議を行うこと。

(2) 平素からの連携

- ア 立入調査等において、関係法令違反の疑いがある建築物を発見した場合は、その法令を所管する関係行政機関にその内容を連絡すること。
- イ 連絡を受けた当該関係行政機関は、必要に応じて立入調査等を行うこととなるが、その後の対応は、3(1)イからウと同様とする。
- ウ 関係法令違反是正のため、関係行政機関が警察署との合同立入調査等相互の協力が必要と認めた場合は、協議の上で合同立入調査等を行うこと。

ただし、このことは、関係行政機関と協議の上で合同立入調査について検討すべきであるとの趣旨であり、関係行政機関が行う立入調査等について、その要請により恒常に警察が支援するといった趣旨ではないので十分留意すること。

3 その他

情報提供時に作成した様式1については、その写し等を許可申請書等の末尾に添付し、保管すること。

※ 別添、様式（略）